

税務調査のポイント

CONTENTS

- 税務調査の動向 ……………2

- 税務調査の進め方 ……………8

- 質問検査と無通知調査について……………11

- 税務調査の対応…11

- 損益計算書（P/L）項目の調査ポイント…11

- 貸借対照表（B/S）項目の調査ポイント…11

- 消費税調査について…19

- 相続税調査…11

- 源泉所得税調査…19

- 書面添付制度と税務調査…19

- 調査終了後の対応について…19

- 平成23年度税制改正後の税務調査はどうすべきか…19

はじめに

税務調査の対応をいかにすべきか、これは大変むずかしい問題と思います
宮本武蔵のように戦いを挑んで蹴散らして連戦連勝しても調査後にお客様から顧問解除されるのでは、困ります。

「戦わずして勝つ」無手勝流という税務調査の対応が、私は一番と思っています。

異議申し立て後に不服審判所で審査請求を棄却され裁判で争って結果勝訴したとしても個別事例として国側が処理するようなことでは、時間と労力を削るリスクを考えるとそんなにいいことではないと思います。

税務調査をうまく対応するのはどうゆうことか、やはり顧客ニーズに答えることでそれはすべての調査結果が是認になることではありません。(すべて是認処理できればそれはいいのですがそうはいかない場合があるはずです)

お客様のニーズを受け入れて申告して、その結果、調査において税務署との見解の違いで指摘事項になることが想定されるのかかわらず対策を考えないで放置し、調査では是認を主張し税務署と争う場合ですが、お客様が争いは好まない人であった場合は結果はリスクが大きくなります。

このケースは、私は税務官庁の調査の想定を行いお客さまに事前にリスク説明を丁寧に行うことが肝要となるわけです。

リスクの範囲で修正申告を提出しても、私の場合は感謝されます。

私は税務調査の対応で一番重要なことは毎月の巡回時の相談の段階から税務調査を想定し調査時に適切な対応が可能になるように準備することが第一歩と考えます。

税務調査とは税理士でいる以上、関わっていかねばならない事項であります。私の調査対策の話が皆様の少しでも参考になれば幸いです。